

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月16日
【会社名】	H.U.グループホールディングス株式会社
【英訳名】	H.U. Group Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役 代表執行役会長 兼 社長 兼 グループCEO 竹内 成和
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役 執行役常務 兼 CFO 北村 直樹
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目8番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役 代表執行役会長 兼 社長 兼 グループCEO 竹内成和および取締役 執行役常務 兼 CFO 北村直樹は、当社、連結子会社および持分法適用関連会社（以下、「当社グループ」という。）の財務報告に係る内部統制の整備および運用に責任を有しており、企業会計審議会が公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備および運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備および運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社、連結子会社および持分法適用関連会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的および質的影響ならびにその発生可能性を考慮して決定しており、当社、連結子会社7社および持分法適用関連会社1社（合計9社）を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から僅少であると判断した連結子会社29社および持分法適用関連会社4社については、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を考慮し、また、当社グループは、臨床検査の受託、臨床検査薬の製造・販売およびヘルスケア関連サービス事業と性質の異なる事業を営んでおり、その利益率に差があること等を踏まえて、各事業拠点の規模を適切に把握することが可能な指標として連結売上高を採用し、かつ、全社的な内部統制も良好であると判断されたことから、連結会計年度の各事業拠点の売上高（内部取引消去後）の合計が、連結売上高のおおむね2/3に達している事業拠点および当社を「重要な事業拠点」としました。なお、当該連結売上高に基づき選定された「重要な事業拠点」について、連結総資産や連結税引前当期純利益に占める重要性の観点、又は、全社的な内部統制が脆弱な拠点や、当社グループの主要なビジネスとは異なるビジネスを行っている拠点等の質的な観点を総合的に検討した結果、追加すべき重要な事業拠点が他にないことを確認しました。

当社グループは臨床検査の受託、臨床検査薬の製造・販売およびヘルスケア関連サービス事業を営んでおり、それらサービスの提供および製造・販売が収益獲得のための重要な活動であることから、選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上高、売上債権および棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、当社グループの事業内容およびリスク評価に基づき、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを検討した結果、固定資産・のれんの減損プロセス、関係会社に対する投融資の評価プロセス、税金・税効果プロセス、引当金プロセス等を評価対象に追加しています。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。